

内閣参質一七七第一八九号

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員藤井孝男君提出インドネシアの排他的経済水域における中国公船の活動に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井孝男君提出インドネシアの排他的經濟水域における中国公船の活動に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の報道については承知しているが、お尋ねは第三国間で生じたとされる事件に関するものであり、關係国への照会の有無を含め、我が国の具体的な情報収集活動については、相手国政府との關係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねについては、第三国間で生じたとされる事件に関するものであり、お答えすることは差し控えた
い。

四について

海上保安庁及び水産庁においては、お尋ねの「我が国の排他的經濟水域や領海で違法操業をしている外国漁船等を拿捕した際に、外国の政府公船から銃で恫喝されるといった事件」を確認したことはない。

五及び六について

具体的な事案における海上保安庁及び水産庁の対応についてお答えすることは差し控えたいが、外国漁船等の違法操業に対しては、引き続き、我が国の国内法令にのっとり厳正かつ適切に対応していく考えである。

七について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、政府としては、引き続き、御指摘の「中国の漁業監視船」等の動向について注視しつつ、状況に応じて厳正かつ適切に対応していく考えである。